

【令和 6 年第 3 回定例会 文教委員会委員長報告資料】

令和 6 年 1 0 月 1 1 日 文教委員長 浦田 大輔

- 「議案第 1 2 0 号 川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 1 2 1 号 川崎市保育・子育て総合支援センター条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 当該施設工事の進捗状況及び施設の開設時期について

工事は予定どおり進捗しており、令和 6 年 1 1 月 2 5 日に開設予定である。

* サウンディング調査の実施の有無について

当該施設は、民間収益を想定できる範囲が限られていたため、サウンディング調査は実施していないが、三者の民間事業者に対して当該施設の建設に係るヒアリング調査を実施した。採算性に懸念がある等の理由により、いずれの事業者からも当該施設の建設事業には参加しない意向を確認した。

* 当該施設におけるこども誰でも通園制度の実施予定について

同制度は今年度から試行実施しており、当該施設においては他施設の試行状況を踏まえた上で実施の可否を検討する予定である。

《意見》

* 保育施設の建設地に隣接する不要の水路について、水路の分も含めて保育施設の土地として活用できるようにしてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 1 2 9 号 多摩区における町区域の設定について」

《意見》

* 本議案に係る区域の周辺地域において、番地によって誤配達が生じていると住民から聞いているため、地域の意見を適切に把握した上で引き続き土地区画整理事業等を通じて住所の表示を整理してほしい。

* この地域は番地への思いが強い住民が一定数存在する。今回の区域は区画整理事業で住所変更を予定しており、様々な経緯を経てこのような町区域設定に至ったことから、住民の意思を尊重してほしい。

* 登戸地域の歴史に関する魅力発信等の取組を実施してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 133 号 川崎市中原市民館の指定管理者の指定について」
- 「議案第 134 号 川崎市高津市民館、川崎市高津市民館橋分館及び川崎市立高津図書館橋分館の指定管理者の指定について」

《一括審査の理由》

いずれも市民館等の指定管理者の指定に関する内容であるため、2 件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

*** 民間活用事業者選定評価委員会の成立要件について**

選定評価委員会は総数 5 名で構成されており、過半数である 3 名以上の委員の出席によって成立する。

*** 選定評価委員会において欠席予定の委員に対する事前ヒアリングの有無について**

高津市民館、高津市民館橋分館及び高津図書館橋分館の指定管理予定者の選定に係る委員会において、欠席予定の委員に対してヒアリングは行わなかった。

*** 今年度における選定評価委員会の開催回数について**

今年度は各施設の指定管理予定者を選定するため、委員会を 2 回開催した。

*** 選定評価委員会委員の報酬額について**

委員報酬は日額 1 万 6, 000 円である。

*** 選定評価委員会における市民委員等の選任の可否について**

選定評価委員会における委員の選任については川崎市附属機関設置条例において、学識経験者で構成するものと規定されている。また、民間活用事業者選定評価委員会等の委員の選任に関する指針の第 3 条においても、学識経験者から選任することを前提としていることから、学識経験者に該当しない市民委員等の選任は困難であると認識している。

*** 選定評価委員会における社会教育委員の選任の検討状況について**

社会教育委員にも学識経験者がいることは認識しているが、現在、選定評価委員会において社会教育委員の選任を依頼する予定はない。

*** 指定管理者に対する市のモニタリングの頻度の検討状況について**

月に 1 回、各施設の運営状況等を確認するモニタリングを予定している。加えて、市民館は社会教育振興事業等の企画調整業務、図書館は図書の選書や除籍等に関する業務の確認が必要であることから、各施設に市が定期的に出向く予定である。詳細なモニタリングの頻度については指定管理者が正式に決定した後に協議を行う予定である。

*** 市内事業者の活用状況に係るモニタリング方法及び評価について**

仕様書において、指定管理者の業務の一部を第三者に委託する場合、あらかじめ市に対して委託先を記載した書面の提出を義務付けていることから、書面の確認によって市内事業者の活用状況をモニタリングする予定である。また、市内事業者の活用状況に応じた指定管理者に対する評価方法については、今後検討する。

*** 指定管理者制度の導入前後における市内事業者への委託状況の把握について**

直當時と指定管理者制度導入後において、市内事業者の活用状況をそれぞれ把握する予定はないが、必要に応じて活用状況の調査を行う。

*** 人権・男女共同参画の推進に向けた具体的な取組予定について**

平和・人権・男女平等推進学習講座の企画運営委員を募集し、市民館にて学習講座を実施している区があることから、指定管理者の決定後、事業者の民間ノウハウの活用を含め、具体的な取組内容を協議する予定である。

*** 中原市民館の駐車場に関する有料化の予定について**

現在、中原市民館の駐車場は無料であり、指定管理者制度導入後も無料で利用可とする予定である。仮に、事業者から駐車場の有料化について提案があった場合、必要性について精査した上で検討する予定である。

*** 指定管理者の指定に係る社会教育委員会議の指摘内容について**

令和元年東日本台風によって市民ミュージアムが浸水した際に施設を運営していた事業者が、高津市民館、高津市民館橘分館及び高津図書館橘分館の指定管理予定者として選定されていることに対し、社会教育委員会議では懸念の声や、事業者に対する適正なモニタリングを実施すべきとの指摘があった。

*** 各施設における防災対策に係る指定管理予定者の提案内容について**

中原市民館については、立地特性を考慮した危機管理体制の構築や、危機管理研修の実施、帰宅困難者一時滞在施設への対応及び業務継続計画の作成等の提案があった。

高津市民館、高津市民館橘分館及び高津図書館橘分館については、各施設において危機管理マニュアルを作成するとともに、ハザードマップの確認、施設職員に対する防災教育及び防災訓練の実施等の提案があった。

*** 防災対策に係る市と指定管理者の役割分担について**

各施設の危機管理マニュアル等の作成及び防災対策の取組は、市と指定管理者が共同で行うものであり、取組状況のモニタリングについても適切に実施する予定である。また、災害時における避難所としての施設運営については、マニュアル等を整備した上で指定管理者が行うものと認識しているが、各区の危機管理担当と連携した上で適正な危機管理体制に努める予定である。

*** 指定管理者による運営までに行う人材確保の取組について**

人材確保の取組は指定管理者が主体的に行うものであるが、現在市民館等で勤務している職員が継続勤務を希望する場合、市として支援する予定である。

*** 各施設における社会教育主事資格保有者の配置予定について**

中原市民館、高津市民館、高津市民館橘分館及び高津図書館橘分館において、社会教育主事等資格保有者を館長として配置予定である。

*** 高津図書館橘分館における司書資格保有者の配置予定について**

仕様書上、図書館従事者の50パーセント以上は資格保有者を配置することと定めており、指定管理予定者からは図書館に従事する職員7人のうち、司書資格保有者を5人配置予定と聞いている。なお、現在は市として司書職の職員を採用している実績はない。

*** 施設職員の人材育成方法について**

外部で実施している司書資格の取得に係る講習等に職員を派遣し、職員の人材育成及び専門性の向上に係る取組を実施している。

*** 他都市における図書館職員の人材育成方針に対する考えについて**

横浜市においては、図書館の職員の専門知識の向上に係る取組と併せて、醸成した専門知識を継承する体制づくりを定めた人材育成方針がある。本市においても図書館職員の専門性の担保及び専門性の継承は重要であると認識している。

*** 高津図書館橘分館の開館時間繰上げに伴う人員体制について**

開館時間の1時間繰上げに関する対応として、職員の勤務形態及び勤務ローテーションを工夫することで実現可能と指定管理予定者から提案を受けている。

*** 指定管理者が雇用する職員の給与に関する待遇保証について**

毎年、指定管理者から賃金台帳の提出を受け、作業報酬下限額の遵守について確認する予定である。

*** 将来的な人件費の高騰に係る指定管理予定者の想定について**

指定管理予定者は将来的な人件費の高騰を考慮した上で収支計画を作成し、市に対して提案したものと認識している。

*** 利用者懇談会の運用に係る検討状況について**

開催頻度等の詳細な運用方法については未定だが、利用者懇談会では、指定管理者と市職員が同席する予定である。

*** 利用者懇談会の摘録の公開に関する検討状況について**

摘録の公開の可否については検討していないが、懇談会の内容は多くの市民に周知されることが望ましいと考えている。また、指定管理者に対するモニタリング内容の公開の可否についても、今後指定管理者と協議を行う予定である。

*** 各施設におけるカスタマーハラスメントに関する把握方法について**

毎月実施する市のモニタリングにおいて指定管理者との情報共有を行う中で、該当する事案の把握に努める予定である。モニタリングの時期以外にも、指定管理者と各区の生涯学習部門の職員と連携し、情報収集を適切に行う予定である。

《意見》

* 多角的な視点から事業者を評価する必要があるため、選定評価委員会委員には、施設利用者、市民及び社会教育委員の選任を検討してほしい。

* 図書館職員の専門性の担保及び専門性の継承を目的とした人材育成方針を定めることを検討してほしい。

* 選定評価委員会を欠席した委員についても、当該委員が独自で事前調査等を行ったことを考慮し、職務に見合った報酬を支給できるように検討してほしい。

* 多角的な視点で指定管理予定者を選定できるよう、当日の選定評価委員会において欠席する委員が生じないようにしてほしい。

* 利用者懇談会の実施に当たり、開催前後に係る告知及び話合いの内容を公表してほしい。

* 指定管理者へのモニタリング結果の公表を検討してほしい。

* 市民館及び図書館においては、利用者の意見を丁寧に聴取していることなどの取組について評価する一方で、図書館の開館時間の繰上げに対して勤務体制の変更によって対応予定であり、非正規職員雇用の拡大を助長しかねないと認識している。施設運営における専門知識の継続性の観点から指定管理者制度は妥当ではな

いことから、これらの議案には賛成できない。

《議案第 133 号の審査結果》

賛成多数原案可決

《議案第 134 号の審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第 139 号 令和 6 年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

* これまでの繰越金額の推移及び今後の増額見込みについて

繰越金を活用した母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業を実施しており、貸付実績は年々減少している状況である。貸付実績の減少に伴い、事業に要する繰越額が年々増加しているが、今後の増額見込みは正確に把握していない。

* 事業の余剰金の増加に伴う本市の対応予定について

前年度の事業に係る余剰金が過去 3 年間の貸付平均額の 1.7 倍を超過する場合、超過分の金額は国に返還することとなっている。そのような過剰な余剰金の発生は現状として見込んでいないことから、市として余剰金に対する対応は現在予定していない。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「請願第 5 号 きめ細やかな教育の実現に向けた定数改善等に係る意見書採択の要請に関する請願」

《審査結果》

取り下げ承認

○「請願第 17 号 教職員の未配置解消で、子どもたちが安心して学べる学校を求める請願」

《請願の要旨》

教職員の欠員及び未配置を無くし、長時間労働を是正することを求めるもの。

《理事者の説明要旨》

仮に、定数 5 人の学校に 4 人の正規教員が配置され、正規教員の欠員が 1 人発生している場合、欠員を補充するために臨時的任用職員を配置することとなる。さらに、配置された正規教員のうち 1 人が休職等で勤務できなくなる場合は、臨時的任用職員等の代替者を任用し、定数 5 人を充足させるものである。これらの臨時的任用職員や代替者を任用できない場合、教員の未充足が生じるものである。なお、令和 2 年度から今年度まで、定数の増加は 367.16 人、欠員の増加は 36.5 人となり、正規教員を可能な限り採用した結果、欠員数の増は定数の増と比較し、少なくなっている。

総務省が発出した、会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル

では、臨時的任用職員の配置の条件は「常勤職員の任用を予定し得る地位に現に具体的な者が充当されていない場合」に限定しており、また、同マニュアル附属の資料において、「児童生徒数の減少傾向に不確定要素があったり、当該年度の児童生徒数が年度の開始時点で確定しなかったりするなどして、これに対応した時限的に確保が必要となる教員数を一定の確度で見込めない時には、必要となった教員の職を「臨時の職」と捉え、かつ「常時勤務を要する職」に該当する場合は、臨時的任用により、教員を採用することは可能である。」とされている。

産休取得者数については、令和２年度から令和５年度までおおむね２４０人前後で推移している一方で、育児休業取得者数及び退職者数については、増加傾向であり、代替者となる臨時的任用教員等の配置の必要数が増えている状況となっている。

小学校及び特別支援学校においては、令和６年度は令和５年度と比較して年度当初の未充足者数が大幅に増加している。令和５年４月６日時点と令和６年２月１日時点を比較すると、欠員数、産休・育休取得者数、退職者数はそれぞれ増加しており、年度の後半にかけて未充足数は増加し、年度途中における人材確保が厳しい状況となっている。

川崎市立学校教員採用試験の実績及び辞退者数について、令和５年度実施試験の採用倍率は、小学校は２．４倍、中学校及び高等学校は３．１倍となっている。また、過去３年間で辞退率は増加傾向にあり、正規教員においても、校種を問わず人材確保が困難な状況にある。また、人材確保の観点でより厳しい状況にある小学校に関しては、こうした状況を踏まえて募集数を令和２年度の１６０人程度から、令和５年度は２２０人程度に増やしている。

本市としては、長時間労働の是正に向けて、「第２次教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」に基づき、学校における業務改善・支援体制の整備、チーム体制の構築と学校を支える人員体制の確保、意識改革の推進の３つの視点を掲げ様々な取組を進めている。長時間労働の是正に向けては、総合的な取組が必要であり、引き続き、人材確保策の強化、働く環境の改善、業務改善の好循環を生み出すより実効的な対応策を学校現場との対話等を通じて、検討・実施していきたいと考えている。なお、教員の欠員については、学級数の変動、退職者数の見込みなど、様々な不確定要素があり、必要となる教員数を一定の確度で見込むことが困難であることから、国の通知のとおり、臨時的任用の制度を活用する必要があるものと考えている。

《主な質疑・答弁等》

*** 教員の欠員状況の解消に向けた正規教員及び臨時的任用職員の確保の考え方について**

欠員数の縮減が重要であると認識しているが、学級数の変動や退職者数の推移等の不確定要素があることから、正規教員の確保と併せて欠員が生じた場合に充てることが可能な臨時的任用職員を一定数確保することも必要であると考えている

*** 教員の余剰採用の取組に対する考え及び課題認識について**

産休・育休等が生じた場合、適宜代替職員を確保することが原則であると考え

えている。仮に、年度当初に将来的な未充足数を見込んだ上で余剰採用を行う場合、国庫負担金の対象外となることから、市の財政負担が増大することが課題として挙げられる。

*** 教員の採用人数の拡充に係る考えについて**

教員として必要な質の確保を前提として、例年の採用試験及び秋期選考において、可能な限り多くの教員を採用したいと考えている。

*** 小学校教員の募集数の拡大に係る考え方について**

募集数を拡大することで正規教員の数を確保することは重要である一方で、仮に臨時的任用職員が教員採用試験に合格し、正規教員に移行した場合、移行した人数分の臨時的任用職員を別途確保する必要があるため、臨時的任用職員等を含めた確保策を講じる必要があると認識している。

*** 年度当初に必要な教員数を採用する重要性について**

年度当初は人材確保の機会に恵まれており、4月の段階で産休・育休を取得する教員を考慮した上で、必要な教員数を採用することが重要であると認識している。

*** 教員の質の確保に関する課題認識について**

教員採用試験の受験者数の減少及び採用倍率の低下が教員の質の低下を招く一因と理解していることから、今年度から新たに実施した秋期選考等の取組を通じて受験者数の確保に努め、教員の質を確保したい。

*** 教員の質の確保を踏まえた教員採用の考え方について**

子どもの話をよく聞くこと、子どもと一緒に考えて行動できること、子どもに適切な助言ができること及び教材研究がきちんとできることの4つの観点を重視し、教員の採用を行っている。教員として必要な質を担保しながら、可能な限り多くの教員を採用できるよう、質と量の確保に留意したい。

*** 子どもの学ぶ権利を保障するために必要な取組について**

教員の未充足が増加傾向であること等の現状の課題を踏まえた上で、市として代替職員を充てることや秋期選考の実施による教員採用機会の拡充等、様々な取組を実施している。各学校や行政等が一丸となって教育環境の改善に取り組むことで、教育の質を担保していきたい。

*** 教員の質の確保と採用倍率の関係性について**

採用倍率が高いほど、多くの受験者数から教員として適正な人材を選考可能であることから、教員の質の確保につながると考えている。

*** 今年度の小学校教員の採用試験結果について**

受験者数352人に対し、合格者数は252人である。

*** 教員採用における秋期選考を実施した理由について**

多様な人材の確保及び教員採用の機会の拡充を目的として実施した。

*** 秋期選考を小学校教員のみ対象とした理由について**

秋期選考は初の試みであることから、ジョブ・リターン制度を除き、小学校の教員採用のみ対象として実施した。

*** 秋期選考において通常の採用試験の応募倍率を上回った要因について**

応募を締め切った時点の速報値では、倍率が2.8倍となっている。他都市の採用試験の結果が不振であった者が本市の秋期選考に応募したことが、応募倍率の上昇の要因となったと認識している。

*** 教員採用試験における筆記試験と小論文試験の合格基準点の考え方について**

試験の形式によって平均点が大きく左右するため、試験の種別によって合格基準点に差異が生じた場合でも、試験の難易度の公平性を欠くとは考えていない。

*** 臨時的任用職員を正規教員として採用する利点について**

臨時的任用職員が学校で従事することで、学校現場における経験等を身に付ける機会を得られることから、将来的に正規教員となった際に学校現場での経験を生かすことが可能である。

*** 臨時的任用職員に関する教員採用試験の申込みの制約について**

臨時的任用職員は、一般選考又は特別選考のいずれかに申し込むことができるが、2種類の試験を同時に申し込むことはできない。

*** 受験者の教員経験年数を考慮した採用予定について**

教員採用を行う中で、年齢構成も考慮する項目の一つであることから、経験者の採用枠を拡充させた上で、採用予定者全体の経験年数の比率に偏りが生じないように留意する必要があると考えている。

*** 今年度の小学校の教員採用における辞退者数の見込みについて**

現在、各合格者の意向を確認中であるが、40名程度の辞退者数を見込んでいる。

*** 小学校における学級担任不足の状況について**

学級担任が不足した際に、教務担任又は支援教育コーディネーターが学級担任を担わざるを得ない場合があり、今年度、複数の小学校において実績がある。

*** 専科教員を学級担任に充てている小学校の影響について**

専科教員が学級担任となることで、専科となる予定であった教科の授業を学級担任が受け持つこととなるため、その分、学級担任の負担が増加する。

*** 小学校における国際教室の実施状況について**

国際教室は、外国籍の児童等に対して日本語を学ぶ機会を提供するものである。国際教室に係る教員の配置が困難な場合において、各小学校の詳細な実施状況は正確に把握していないが、未充足時は非常勤講師等を充てた上で授業を行っていると聞いている。

*** 小学校における初任者研修の実施状況について**

各学校において、初任者研修の講師となる教員が未充足状態の場合であっても、他の教員で分担する等の柔軟な取組を通じて、適正な研修を実施していると聞いている。

*** 特別支援学校における教員の欠員未充足数の内訳について**

豊学校が1人、中央支援学校が9人、田島支援学校が4人の計14人である。

*** 中央支援学校における産休・育休による未充足に対する対応状況について**

現在、産休・育休を取得している教員は13人であり、全て臨時的任用職員

を充てている状況である。

*** 他の政令市と比較した正規教員の割合について**

令和6年5月1日時点で、本市は正規教員の割合が20政令市中上位から4番目の94.6パーセントとなっている。なお、本市は産休・育休を取得中の正規教員も含めて割合を算出していることから、5.4パーセントは定数内の欠員割合として算出される。

*** 他都市における未充足数及び定数に対する未充足の割合について**

正規教員の割合が20政令市中、最も高い仙台市は欠員による未充足数は0人、産休・育休代替未充足数が43人であり、定数に対する未充足の割合は0.8パーセントである。

*** 定数に対する未充足の割合の改善に係る方向性について**

欠員が生じた際に代替教員を配置することで、定数に対する未充足の割合は改善するが、並行して産休・育休の代替職員を配置し、教員全体の未充足の改善に向けた取組が必要である。

*** 男性教員の育休期間及び取得率について**

各男性教員が取得している育休期間の正確な値は把握していないが、新たに育児休業取得が可能となった教員の育休取得率はおおよそ55パーセントである。

*** 人事委員会による職員の給与に関する報告及び勧告に対する所感について**

教員の時間外勤務は改善傾向にあるが、改善に向けた取組は必要であるとの指摘があったことを重く受け止め、良好な職場環境を目指して取り組む予定である。

《意見》

* 教員が定数どおりに配置されていない状況が続いており、学校生徒が非常に困惑している事態を受けて、1万2,000筆以上の署名が寄せられた請願の提出に至ったと認識している。このことを重く受け止めた上で、教員の欠員を1日も早く解消できるよう、正規教員を積極的に採用してほしい。

* 教務主任又は支援教育コーディネーターが、本来業務ではない学級担任業務を担うことがないよう、教員の人員配置に配慮してほしい。

* 専科の教員を学級担任を充てることにより生じる負担を増加させないようにしてほしい。

* 教員採用試験の種別によって合格基準点に著しい差が生じないように、基準点について適正に精査してほしい。

* 臨時的任用職員が一般選考及び特別選考のいずれも受験可能となるよう、制度を見直してほしい。

* 教員採用において辞退者数を算出する際は、理論的な根拠を用いた上で更に精度を上げてほしい。

《取り扱い》

・ 教員の欠員を解消しない限り、長時間労働の是正や教員の働き方改革の実現は困難であると認識している。定数に見合った人員配置を前提として学校現場の環境を改善することが、教員の質及び子どもたちの学ぶ権利の担保につながると考え

ている。欠員の解消に向けた正規教員の採用の拡充は、抜本的な解決策として有効であると認められることから、本請願は採択すべきである。

- ・教員の負担軽減等に関する願意に対して理解しているが、正規教員数の確保を目的とした選考基準の引下げにより、教員の質の低下が懸念されることから、本請願は不採択とすべきである。
- ・現状の教育現場の課題に対して改善に向けた市の取組は、妥当性が認められることから、本請願は不採択とすべきである。

《審査結果》

賛成少数不採択

○「請願第18号 小学校プール水流出事故の損害賠償請求の撤回などを求める請願」

《請願の要旨》

令和5年5月、市立稲田小学校のプールにおいて注水の際に止水作業に失敗し、約5日間注水し続けたことで約2,200平方メートルの水が流出する事故が発生した。教育委員会は事故の損害額のうち、約95万円を同小学校の校長及び担当教諭に請求し、同年9月に全額が支払われた。

当該賠償請求は不当であることから、撤回すること、既に支払われた賠償金を担当教諭に返金すること及び今後同様の事故が発生した際に賠償請求しないことを求めるもの。

《理事者の説明要旨》

当該事故等の経緯として、令和5年5月17日、当該校においては、排水溝の蓋のねじ止めを行った後、注水する方針となっていたが、担当教諭はその方針を認識していたものの、注水を開始した。注水と同時にろ過装置も作動させたため、職員室で警報音が鳴り、担当教諭は警報音を止めるためにブレーカーを落としたことから、注水スイッチの電源や自動的に止水する機能が喪失することとなった。その後、教頭からの指示により、担当教諭は止水のため注水スイッチを切ったが、ブレーカーを落とした際に注水スイッチの電源が喪失していたため、開栓した状態で5日と4時間程度注水が続くこととなった。なお、担当教諭は、止水作業時、プールの吐水口を目視するなどの止水の確認を怠った。

同月22日、学校用務員の指摘により、担当教諭がプールの吐水口を確認し、注水が継続していることに気付き、当該事故が発覚した。

同年8月8日、損害額190万624円のうち、95万312円を校長及び担当教諭に請求し、9月15日に請求額全額が支払われた。なお、教育委員会としても、損害の予防に関する配慮が十分でなかったことなどを考慮し、損害額の5割を請求したものである。

事故の発生を踏まえ、プールの給排水に関するマニュアルを整備・更新し、プールのある全ての学校に学校ごとのマニュアルを備えるよう徹底した。また、民間事業者によるろ過装置の点検時に、事業者から、教頭、教員及び学校用務員に対する装置等の取扱方法の説明を徹底するなど、再発防止策を行った。

本市としては、校長及び担当教諭の行為は細心の注意を払っておらず、事故の発

生は回避可能であったと認識していることから、賠償請求を行ったことは妥当であり、損害賠償請求の撤回及び賠償金の返金は考えていないところである。今後、同様の事故が発生した際の対応については、事実関係を調査した上で、その都度、その内容により判断することが適切と考えている。

《主な質疑・答弁等》

* 市内におけるプールの水の流出事故に関する発生状況について

過去に同様の事故は発生していないと認識している。

* 他都市における類似案件の対応状況について

他都市においても同様の事故は発生しており、事故を起こした教員に対して賠償請求した事例は多数存在している。一方、横浜市で今年度発生した同様の事故については、教員に対して損害賠償請求を行っていない。

* 横浜市との対応の違いによる教員採用への影響について

本市の教員採用において、一定程度の影響が生じたと考えられるが、具体的な影響の度合いについては明確に把握していない。

* 当該事故に関する他の教員への意見聴取について

校長及び担当教諭のほか、教頭や体育主任へ事故発生の経緯や、昨年までのプール管理業務の対応状況等について聴取した。

* 担当教諭のプール注水時の操作手順に関する認識及び対応の過失について

当該学校ではプールの排水口の蓋にねじを止めた後に注水することとしており、担当教諭はその操作手順を認識していたが、ねじ止めが行われていない状態で注水作業を実施したことは、事実経過の中でも重要な事項だと認識している。

* 担当教諭への適切な業務引継ぎについて

通常の水泳授業の際に水位を調整する操作を行った経験があり、プールの管理に係る操作全般の知識を一定程度有していたことや、マニュアルに沿って注水作業を行うことで通常、警報音が鳴動することを担当教諭は知っていたことから、適切な業務の引継ぎが行われていたと認識している。

* プール管理業務におけるブレーカー操作の頻度について

ブレーカー操作は原則として夏場におけるプールの本格稼働前及びプールの授業が全て終了した場合にのみ操作を行うことから、操作を行う機会は少ないと認識している。

* ブレーカー操作及び止水機能消失に関する教頭の認識について

事故当時、ブレーカーを落とすことにより、プールの止水機能が消失することを教頭は把握していなかった。

* 警報音の鳴動について

注水スイッチ及びろ過装置のスイッチを同時に作動させることは、通常のマニュアル操作となっているが、システム上、警報音が鳴動する仕組みとなっている。

* 担当教諭が警報音を止める操作を行った理由について

警報音が鳴動したのは平日の午前11時頃であり、職員室中に警報音が鳴動

すると業務に支障を来すと考えたため、警報音を止めたと担当教諭から聞いている。

*** 警報音の音量について**

校長等に聴取したところ、職員室中に響き渡る音量であると聞いている。

*** 警報音のシステムの仕様に関する教員の認識について**

プールの一定の水位まで注水が完了した際に警報音が鳴りやむことについて、全ての教員は把握していないが、プール管理業務に従事した経験のある教員は認識している。

*** プールの管理業務マニュアルの適正性について**

マニュアルどおりに操作を行うと警報音が鳴動してしまい、マニュアルの操作上、鳴動することが前提となっていることから、マニュアルの適正性が一定程度欠いていたと認識している。

*** マニュアルの適正性の欠落に伴う賠償請求割合への影響について**

プールの操作時に警報音が鳴動することに関して、今までに学校から市に対して改善を求める相談等が行われなかったことから、運用上支障がないものと理解しており、賠償請求割合への影響は生じていない。

*** プールの管理業務マニュアルに関する適切な保存媒体について**

マニュアルは各学校に対してデータを送付しており、保存媒体は指定していないため、当該事故の発生を踏まえ、今後、マニュアルの適切な保存媒体の在り方を検討する予定である。

*** 担当教諭の重過失の有無について**

重過失とは故意に近い注意義務違反とされていることから、当該事故については重過失には当たらないが、過失内容を勘案すると、担当教諭の甚だしい注意義務違反が認められることから、重過失に近い過失であったと認識している。

*** 市、校長及び担当教諭の賠償割合に関する根拠について**

他都市の同様の事例を調査した結果、市と学校教員で折半する事例が大半を占めていること、また、校長及び担当教諭の過失が認められる一方で、学校に対する水の流出事故防止に向けた注意喚起等について、市の対応が十分ではなかったことを踏まえ、市と校長及び担当教諭で賠償額を折半することとした。

*** 他都市において賠償請求をした事例について**

平成9年3月13日の東京地方裁判所の判例によると、学校の職員の重過失が認められたため、損害総額のうち8割を請求した事例がある。

*** 賠償請求の根拠法令について**

民法第709条の不法行為による損害賠償に該当する。また、同条文は重過失に限らず、損害を与えた者に過失があった場合でも適用が可能であると認識している。

*** 他の法令を適用しない理由について**

民法第715条で、従業員等の被用者が第三者に対して損害を加えた場合、雇主等の使用者が責任を負うことが規定されていることや、また、地方自治法第243条の2の8では、一定の財務行為を行った職員に対する損害賠償が対

象であることから、当該事故はいずれの条文にも該当しないと認識している。

*** 本市が法令の適用に当たり参照した判例について**

平成9年3月13日及び平成29年6月29日の東京地方裁判所の判例が、本市における当該事故と類似した事案であったことから、請求額等の検討に当たり参照した。

*** 他都市における同様の事故の損害賠償請求に係る根拠条文について**

市が調査した範囲内では、裁判の判例において全て民法第709条が根拠条文として適用されていた。

*** 今後、同様の事故が発生した際の賠償請求の判断基準について**

過失もしくは重過失の有無を基準とするのではなく、個別の事案に係る事実関係を適正に確認した上で、賠償請求について判断することが適切と認識している。

*** 同様の事故が発生した場合の対応を教育委員会会議で議論する必要性について**

同様の事故が発生した場合、教育委員に対して情報提供を行う予定であり、教育委員会会議における議事事項の取扱いについては個別事情に応じて判断することとなる。

*** 教育委員会関係の施策等の意思決定方法の在り方について**

施策等における意思決定については、教育委員会事務局で様々な調査等を通じて情報収集を行った上で、教育長の権限で行うか、教育委員会会議に判断を委ねるかは個別の事情により判断するものと認識しているが、社会的に関心が特に高い案件等については、慎重に対応していきたい。

*** 校長及び担当教諭に賠償請求しない場合における住民監査請求等の可能性について**

顧問弁護士に確認したところ、過去の判例等を勘案すると賠償請求を行わない場合は住民監査請求及び住民訴訟が行われる可能性があるとの指摘を受けた。

仮に住民監査請求等があった場合には、校長及び担当教諭に対して訴状告知を行い、訴訟への対応が必要になることから、両者及び市の負担は非常に膨大となることが想定される。

*** プール溢水防止装置の導入に関する検討について**

水の使用量を計測する水道メーターと連動した溢水防止装置について調査しているが、現時点では導入は困難と認識している。

*** プール管理業務の担い手に関する適正性について**

学校管理規則では、学校の施設設備については校長が総括管理責任を負い、具体的な管理業務の分担については、校長が校内で分掌することと規定しており、プールの管理業務は教員が担う業務と認識している。

*** プールの管理業務に関する民間委託の検討について**

学校の施設設備は、原則として学校で管理を担うものであるが、教員の負担軽減のため、民間事業者等に委託可能な業務を適宜検討する必要があると認識している。

*** 麻生区内学校施設包括管理業務における業務対象範囲について**

当該管理業務は、学校内の設備点検業務等が対象範囲となっており、プールの管理業務は含まれていない。今後、他の委託業務の課題等を整理した上で、プール管理業務の委託化の可能性について検討する予定である。

＊学校施設包括管理業務の全市展開に向けた検討状況について

麻生区にて実施している業務委託の運用状況を的確に把握するとともに、学校現場や地元事業者等の意見を聴取し、今後の対応を検討する必要があると認識している。

《意見》

- ＊民間事業者等の所有するプールは、学校から離れた場所に位置しており、移動に時間を要するため、授業時間が短縮される等の課題があることから、学校内プールを継続して活用してほしい。
- ＊全ての教員がプール管理業務に従事したとしても誤操作が生じないように、学校内のプールの操作マニュアルを簡明化し、教員の業務負担を軽減してほしい。
- ＊警報音が余りにも大音量である場合、担当教諭が憔悴し、即座に音を消すために誤った機械操作を助長させる可能性があるため、音量を見直してほしい。
- ＊管理体制を一層強化し、事故の再発防止に向けた取組を推進してほしい。
- ＊プール管理業務を学校施設包括管理業務に加え全市展開に向けた検討を行う場合、学校現場等の意見を丁寧に聴取してほしい。
- ＊教育委員会制度の意義を再認識し、施策等の意思決定に際しては教育委員会会議に報告して議論を行う必要性について、適正に判断してほしい。
- ＊当該事故等の各事案が発生した場合、議会に対して迅速な情報提供をしてほしい。

《取り扱い》

- ・プールの水の流出事故において、他都市では学校職員の重過失によって損害賠償請求を行うことを決定した一方で、本市は担当教諭の過失によって賠償請求を行うことを決定したことで、他都市との対応に差異が生じており、当該賠償請求は適切ではないと考えている。今後、市の教職員採用に悪影響が生じる懸念があり、また、マニュアルの不備等、市の対応に一定の瑕疵が認められる中で、校長及び担当教諭に負担を強いる当該賠償請求は撤回すべきと考えているため、本請願は採択すべきである。
- ・責任の有無にかかわらず、事故を発生させた当事者に対して損害賠償請求は行わなくてよいと一律に判断すべきではなく、損害賠償請求の撤回及び賠償金の返金に関して賛同できないことから、本請願は不採択とすべきである。
- ・当該事故の発生に伴い、校長及び担当教諭への聴取や顧問弁護士等への相談の状況から、教育委員会の決定は妥当であると考えするため、本請願は不採択とすべきである。

《審査結果》

賛成少数不採択